

各務原保護区保護司会事業補助金交付要綱

(平成18年3月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原保護区保護司会が犯罪予防を図るため実施する事業に対し補助金を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要事項について定める。

(補助対象事業)

第2条 市は、第1条の目的を達成するため、各務原保護区保護司会が保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき実施する犯罪予防事業（以下「補助事業」という。）に対し補助するものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
1 犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動に係る経費 2 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力に係る経費 3 犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定める活動に係る経費	補助対象経費の2分の1の金額の範囲内において、保護司会員1名につき活動費として1万円以内の額

(実施報告)

第4条 補助の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して50日を経過した日までに規則第11条の補助事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(返還)

第5条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(関係書類の保存)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。